

令和 5 年 12 月 14 日

組 合 員 各 位

静岡県医師国民健康保険組合

産前産後期間の保険料免除について（お知らせ）

標記に係る規約の一部改正が、12 月 2 日に開催された理事会において、理事専決処分により可決承認され、県知事の認可を受けました。

改正内容は、下記のとおり第 24 条の 3 として産前産後の保険料を一定期間免除する条項を追加し、国からの財政支援を受け実施します。また、これに併せて規則についても、関連する条項を一部改正しました。

詳しくは、リーフレットをご参照ください。

記

○ 規約追加条項

（産前産後期間相当分の保険料免除）

第 24 条の 3 理事長は、組合員の世帯に出産する予定の被保険者又は出産した被保険者があ
る場合、出産の予定日（出産日）の属する月（以下、「出産予定月」という。）の前月（多
胎妊娠の場合には 3 月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る保険料を免除する。

附 則（令和 5 年 12 月 2 日改正）

1. この規約第 24 条の 3 産前産後期間相当分の保険料免除の改正は、令和 6 年 1 月 1 日か
ら施行する。
2. 施行日前の期間に係る保険料については、なお従前の例による。

○ 規則追加条項

(1)（申請書等の様式）

第 25 条（30）産前産後期間に係る保険料免除届（様式第 30 号）

(2)（産前産後期間免除申請）

第 34 条の 2 規約第 24 条の 3 の規定により保険料の免除を受けようとする正組合員は、様
式第 30 号による産前産後期間に係る保険料免除届を組合に提出しなければならない。

2 前項による届出が提出された場合は、その産前産後期間の保険料免除は、納付した保険
料を還付する方法により行うものとする。

附 則（令和 5 年 12 月 2 日改正）

1. この規則第 25 条及び第 34 条の 2 の改正は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

静岡県医師国民健康保険組合 保険料担当

Tel : 054-246-2831 Fax : 054-248-4903